

掛川市告示第130号

掛川市介護相談員派遣等事業実施要綱（平成24年掛川市告示第87号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月13日

掛川市長 久保田 崇

第2条第1号を次のように改める。

(1) 介護保険施設等 次に掲げる施設をいう。

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）で定める介護保険施設、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所
- イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）で定める有料老人ホーム
- ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）で定めるサービス付き高齢者向け住宅

附 則

この告示は、公示の日から施行する。